⑶　試験地　次表に掲げる地域試験に対応する第２次試験地の全都市のうち、人事院各地方事務局長又は沖縄事務所長が指定する都市

地域試験	第２次試験地
刑務Ａ北海道地域 刑務Ａ東北地域 刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ａ東海北陸地域 刑務Ａ近畿地域 刑務Ａ中国地域 刑務Ａ四国地域 刑務Ａ九州地域 刑務Ａ沖縄地域 刑務Ａ（社会人）北海道地域 刑務Ａ（社会人）東北地域 刑務Ａ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ａ（社会人）東海北陸地域 刑務Ａ（社会人）近畿地域 刑務Ａ（社会人）中国地域 刑務Ａ（社会人）四国地域 刑務Ａ（社会人）九州地域	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市、ひたちなか市、大田原市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市、名古屋市、金沢市、京都市、堺市、明石市、鳥取市、松江市、岡山市、広島市、山口市、徳島市、高松市、東温市、高知市、福岡県糟屋郡宇美町、北九州市、諫早市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島県姶良郡湧水町、南城市
刑務Ｂ北海道地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ｂ東海北陸地域 刑務Ｂ近畿地域 刑務Ｂ中国地域 刑務Ｂ四国地域 刑務Ｂ九州地域 刑務Ｂ（社会人）北海道地域 刑務Ｂ（社会人）東北地域 刑務Ｂ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（社会人）東海北陸地域 刑務Ｂ（社会人）近畿地域 刑務Ｂ（社会人）中国地域 刑務Ｂ（社会人）四国地域 刑務Ｂ（社会人）九州地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、東温市、鳥栖市、南城市
刑務Ａ（武道）北海道地域 刑務Ａ（武道）東北地域 刑務Ａ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ａ（武道）東海北陸地域 刑務Ａ（武道）近畿地域 刑務Ａ（武道）中国地域 刑務Ａ（武道）四国地域 刑務Ａ（武道）九州地域 刑務Ａ（武道）沖縄地域	札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、堺市、広島市、高松市、福岡市、南城市
刑務Ｂ（武道）北海道地域 刑務Ｂ（武道）東北地域 刑務Ｂ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（武道）東海北陸地域 刑務Ｂ（武道）近畿地域 刑務Ｂ（武道）中国地域 刑務Ｂ（武道）四国地域 刑務Ｂ（武道）九州地域	札幌市、福島市、栃木市、岐阜県羽島郡笠松町、和歌山市、岩国市、東温市、鳥栖市

9　最終合格者発表　平成29年11月21日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10　採用候補者名簿及び採用方法　試験の区分（地域試験の区分を含む。）ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

11　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における地域試験及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は平成29年７月18日（火）９時から７月27日（木）までとし、７月27日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者で、受験申込用紙の交付を受けた者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に郵送又は持参により平成29年７月18日（火）から７月20日（木）までに提出すること。郵便又は信書便による申込みは、平成29年７月20日（木）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市、函館市、旭川市、釧路市、帯広市、網走市、江別市	法務省札幌矯正管区	〒007―0801	札幌市東区東苗穂１―２―５―５
青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市	法務省仙台矯正管区	〒984―0825	仙台市若林区古城３―23―１
ひたちなか市、宇都宮市、前橋市、川越市、千葉市、東京都、横浜市、甲府市、新潟市、松本市、静岡市	法務省東京矯正管区	〒330―9723	さいたま市中央区新都心２―１
名古屋市、金沢市	法務省名古屋矯正管区	〒461―0011	名古屋市東区白壁１―15―１